

○財務省告示第二百九十号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十六年八月十五日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年九月九日
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第四十回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六	条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で六百五十三億九千六	百八十万円	一万円	平成二十六年八月十五日	額面金額百円につき百円	年〇・一二パーセント	平成二十七年二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払

十一	第二期以後の利子
十二	償還期限
十三	償還金額
十四	払込期日
十五	払込場所
十六	中途換金の取扱

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.12}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十一年八月十五日額面金額百円につき百円平成二十六年八月十五日日本銀行の本店又は支店

中途換金の買取りは、平成二十七年八月十五日以後において、うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算

式により算出した金額とする。
 (一) 平成二十七年八月十五日から平成二十八年二月十五日前までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{利息} - \text{利息} \times \frac{79.685}{100} \times 2}{100} \times \frac{1}{2}$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.12}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数

$$\times \frac{365}{100}$$

(二) 平成二十八年二月十五日以後の場合

$$\text{償付金額} + \text{償付利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とす

る。) の区域において、災害救
 助法（昭和二十二年法律第一百
 八号）による救助の行われる災
 害が発生し、当該災害にかつ
 たときには当該個人向け国債を
 有する者が、平成二十七年八月
 十五日前であつても、当該個人
 向け国債の中途換金を請求する
 ことが出来るものとし、その買
 取金額は、次の区分に応じ、そ
 れぞれの算式により算出した金
 額とする。

(一) 平成二十七年二月十五日か
 ら平成二十七年八月十五日前
 までの間の場合

$$\text{す 当 金 額} + \text{す 当 利 子 額} + \text{す 当 利 子 額} \times \frac{79.685}{100} + \text{す 当 利 子 額} - \text{す 当 利 子 額}$$

(二) 平成二十七年二月十五日前

$$\text{す 当 金 額} + \text{す 当 利 子 額} + \text{す 当 利 子 額} - \text{す 当 利 子 額} - \text{す 当 利 子 額}$$

十八 元利金支
 払場所 日本銀行